

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	1 1	担当課	農地整備課
法令名	海岸法	根拠条項	21 - 1	不利益処分の種類	海岸管理者以外の管理する海岸保全施設に関する監督	
<p>第21条</p> <p>海岸管理者は、海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設が次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が第十四条〔築造の基準〕の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 第十三条第一項本文〔海岸管理者以外の者の施行する工事の設計及び実施計画の承認〕の規定に違反して工事が施行されたとき。</p> <p>二 第十三条第一項本文の規定による承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。</p> <p>三 偽りその他不正な手段により第十三条第一項本文の承認を受けて工事が施行されたとき。</p>						